

## パリにおける航空便の乗り継ぎ時の注意

●パリを経由して日本に帰国される方は、予め、在フランス大使館のホームページで乗り継ぎ時の注意事項をご確認下さい。

[https://www.fr.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/coronavirus\\_00029.html](https://www.fr.emb-japan.go.jp/itpr_ja/coronavirus_00029.html)

●現時点で判明している注意事項は以下のとおりです。

(1) 第三国から空路でフランスに到着し、トランジット（入国を伴わないトランジットエリア内で乗り継ぎ）で帰国することは可能であるが、仏滞在許可証を所持しているなど特別の事情のない限り、日本人がフランスに入国することは不可。

(2) フランス政府は乗り継ぎを同日中に済ませるよう奨励しているところ、可能な限りパリへの到着日中に乗り継ぎを済ませられるよう調整する必要がある。

(3) 預け入れ荷物が発生する場合は、スルーチェックイン（預け入れ荷物を乗り継ぎ地であるパリで引き出す必要がなく、最終目的地まで運ばれる）しなければ、パリで荷物が留め置かれ、帰国後にロストバゲージとして手続きしなければならない可能性がある。一般的な商用便ではなく、臨時便等を利用する場合、スルーチェックインが出来ない可能性があるため、出来るだけ機内持込み手荷物だけで搭乗することを推奨する。

(4) パリ CDG 空港トランジットエリアの商店は閉鎖しており、飲食物の入手が困難なことから、乗り継ぎ時間が長くなる場合に備え、搭乗地から食べ物を持参することを推奨する。

### 【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX：+351-21-353-7600

e-mail：consular@lb.mofa.go.jp